

「山口県省エネ診断員の育成支援補助金」のご案内

山口県では、県内事業所において省エネ診断が可能な人材を育成する事業者を支援するため、県が指定する省エネ診断員育成講座の受講料の一部を補助します。

(補助対象となる講座の詳細については、裏面をご確認ください。)

■ **申請受付期間**：令和7年4月22日（火）～5月22日（木）

■ **要件**：以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- ①県内に事業所を有する事業者であること。
- ②補助対象経費（受講料）の全額を事業者が負担すること。
※補助金は後日支払いとなります。
- ③補助対象経費（受講料）について、国又は地方自治体から他の補助を受けていないこと。
- ④育成講座受講者が修了後、山口県登録省エネ診断員（下記参照）に登録すること。
- ⑤県税の滞納がないこと。
- ⑥暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。



■ **補助率等**：受講料の2分の1（上限35,000円、千円未満切捨て）

※補助対象は1事業所につき1名となります

■ **申込方法**

下記申込先へ交付申請書をご提出ください。

補助金の詳細な情報、申請書のダウンロードはこちら

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/295463.html>



山口県登録省エネ診断員について

県内で省エネ診断を受診しやすい環境を整備し、事業所でのエネルギー使用効率の向上を図り、脱炭素経営に向けた取組を促進するため、省エネ診断が可能な人材を「山口県登録省エネ診断員」として紹介します。

登録要件等詳細はこちら

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/38/299393.html>



補助金、山口県登録省エネ診断員に関するお問い合わせ・申込先

山口県環境生活部環境政策課 地球温暖化対策班

〒753-8501 山口市滝町1番1号（山口県庁2階）

TEL：083-933-2690 Mail：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp